

# 入札条件及び指示事項（建築工事用）

## 第1 入札条件

- 1 入札心得
- 2 入札制度の概要及び各種様式
- 3 設計図書等の配布
- 4 入札に関する質問
- 5 入札参加の辞退
- 6 入札の中止又は延期
- 7 入札の執行
- 8 再度入札
- 9 工事費内訳書
- 10 入札の公平性・公正性の確保
- 11 最低制限価格制度
- 12 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知
- 15 契約の締結
- 14 契約保証金の納付
- 15 現場代理人及び配置技術者
- 16 支払条件等

## 第2 指示事項

- 1 施工管理基準等
- 2 工事の仕様
- 3 法令の遵守
- 4 産業廃棄物
- 5 施工体制台帳等
- 6 下請及び資材の利用状況報告
- 7 排ガス対策
- 8 建設リサイクル
- 9 建設発生土
- 10 コリンズの登録
- 11 建設副産物実態調査への協力
- 12 発注者支援業務委託
- 13 暴力団等の排除
- 14 中間検査について
- 15 火災保険等
- 16 法定外の労災保険の付保について
- 17 墜落防止用器具の着用について
- 18 建設業退職金共済制度

- 19 提出書類
- 20 ゴム製品等
- 21 電子データの提出
- 22 週休 2 日の取組
- 23 熱中症対策
- 24 その他

別記第1－1号様式： 専任特例1号の主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

別記第1－2号様式： 省令17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書

別記第2－1号様式： 専任特例2号の監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

別記第2－2号様式： 専任特例2号の監理技術者の兼務要件を満たすことを確認できる資料

別記第3号様式： 営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

## 第1 入札条件

### 1 入札心得

入札参加者は、入札公告、設計図書及び工事現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守るとともに、宇部・山陽小野田消防局情報財政課（以下「契約課」という。）が作成した「入札の心得」に留意して入札しなければならない。

### 2 入札制度の概要及び各種様式

入札に関する制度の概要及び各種様式については、宇部市ウェブサイトに掲載しているので、入札参加者は必要な書類を適宜ダウンロードして閲覧又は使用すること。（適宜、宛名を宇部・山陽小野田消防組合管理者宛とすること。）

※入札制度の概要

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/gaiyou/index.html>

※入札・契約に係る要綱等

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/1006600.html>

※入札・契約に関する各種様式一覧

入札書、委任状及び入札辞退届は、契約課で配布します。

※入札・契約に関するお知らせ

[https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/nyuusatsu\\_keiyaku/index.html](https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/nyuusatsu_keiyaku/index.html)

### 3 設計図書等の配布

#### (1) 掲載場所及び日時

入札に必要な設計図書等については、入札公告日に、宇部・山陽小野田消防組合ウェブサイトに掲載する。

#### (2) 掲載の終了

開札日に掲載を終了する。

### 4 入札に関する質問

#### (1) 質問の方法

入札参加者は、設計図書等について質問及び疑義があるときは、入札実施のお知らせ及び現場説明書に掲げる期間内において、質問書を工事担当課（宇部

市都市政策部営繕課) ヘメールにより提出することができる。

(2) 再質問の方法

回答書を閲覧後、回答内容に質問及び疑義があるときは、再度質問書を工事担当課（宇部市都市政策部営繕課）ヘメールにより提出することができる。

ただし、回答日の初日に限る。

(3) 回答の方法

宇部・山陽小野田消防組合ウェブサイトに掲載する。

## 5 入札参加の辞退

(1) 辞退の自由

入札参加資格適合の通知を受けた者で、入札参加を希望しない者は、入札書の提出締切日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 辞退の方法

辞退する場合は、入札辞退届を作成し、入札書の提出締切日時までに契約課に届け出ること。

(3) 辞退者の保護

辞退したことにより、その後の指名等に不利益を与えることはない。

(4) 辞退の撤回

入札辞退届を提出した者は、いかなる場合でも辞退を撤回することができない。

## 6 入札の中止又は延期

(1) 入札の中止

発注者の都合により、入札を継続することが困難となった場合は、入札を取りやめる。

(2) 入札の延期

次に掲げる事由に該当する場合は、入札を延期する。

ア 入札参加者が連合し、不穏な行動を起こす等、公正な入札ができないと

認められる場合で、入札を延期することが適当であると判断される場合

イ その他発注者が必要と認める場合

## 7 入札の執行

(1) 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消

費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法

入札日時に入札書及び工事費内訳書を持参して提出すること。

(3) 入札書の訂正等

入札書を提出した後は、いかなる場合も書換え、引換え又は撤回することができない。ただし、他工事の落札状況により、落札時において配置技術者を配置できない可能性がある等の特別な事情がある場合は、入札書提出前に契約課へ連絡すること。

(4) 代理人による入札等

代理人が入札書を書面で提出する場合は、委任状を提出しなければならない。ただし、入札書を提出する者が使者である場合は、この限りではない。

## 8 再度入札

入札の実施回数が 2 回以上とされている場合で、前回の入札で落札者がいなかつたために再度入札を行うこととなった場合は、次のとおり取扱う。

(1) 入札回数

同一事項の入札は、3 回を上限とする。

(2) 再度入札の参加者

再度入札は、前回の入札の参加者に限り参加することができる。

ただし、前回の入札において、初度入札に参加しなかった者及び無効となる入札をした者は、再度入札に参加することができない。

また、再度入札に係る価格が初度入札の最低価格（無効入札による場合を除く。）を上回る入札は、落札の意思のない入札として以後の入札に参加させない。

(3) 再度入札における入札参加者

発注者から入札参加承認を受けた者は、再度入札となった場合、再度入札の開札日時に入札会場へ来場すること。

(4) 工事費内訳書の取扱い

再度入札において、工事費内訳書の提出は不要とする。

(5) 再度の入札においても落札者となるべき者がいないため再々度の入札に付する場合においては、前 3 号の規定を準用する。

## 9 工事費内訳書

入札書と一緒に提出すること。

また、以下の不備がある場合、入札は無効とする。

- ①商号又は名称並びに住所及び工事名に明らかな誤りがあるもの。
- ②直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計が、工事価格及び入札書記載の金額と同額でないもの
- ③工事費内訳書に材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金が明示されていないもの
- ④その他明らかな不備があるもの

※記載内容は、設計書の本工事費内訳書に記載のある施工名称等に対応する数量、単位、単価及び金額とする。

ただし、任意様式及びレベル2（土木系工事は工種、営繕系工事は科目）までの記載内容でも可とする。

※様式例は、宇部・山陽小野田消防組合ウェブサイトに掲載するので、参考にすること。

## 10 入札の公平性・公正性の確保

### (1) 入札・契約手続の取り止め

予定価格、入札公告、設計図書、質問への回答等に不整合があった場合等において、発注者が入札の公平性・公正性が確保できないと判断した場合は、落札決定前にあっては当該入札を中止し、落札決定後契約締結前にあっては落札決定を取り消す。

### (2) 積算内容の確認等

工事に係る入札において、設計書に定める積算内容の確認及び疑義申立てを行う場合は、「建設工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要領」の定めによる。

※建設工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要領

[https://www.city.ube.yamaguchi.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_001/006/600/gigiyouryou40401.pdf](https://www.city.ube.yamaguchi.jp/_res/projects/default_project/_page_001/006/600/gigiyouryou40401.pdf)

## 11 最低制限価格制度

### (1) 対象

工事に係る全ての競争入札を対象とする。

ただし、総合評価競争入札により落札者を決定する工事及び予定価格が500万円を超える解体工事を除く。

### (2) 落札者の決定

入札書記載金額が予定価格の入札書比較価格を上回らず、かつ、最低制限価格の入札書比較価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもつ

て入札を行った者を落札者とする。

#### ※最低制限価格制度

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/gaiyou/1006594/1006597.html>

### 12 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

なお、通知の方法は、落札者が所定の様式による通知書を提出し、発注者がそれを受領することにより行うものとする。

### 13 契約の締結

#### (1) 契約書の作成

落札者は、契約指示書に従い、指定する日時までに契約書を発注者に提出すること。

#### (2) 議会の議決に付すべき工事

議会の議決に付すべき工事については、落札後仮契約を締結し、議決を経た後本契約を締結する。

#### (3) 契約の解除等

落札者が契約締結までの間に入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

なお、議会の議決に付すべき工事において、仮契約締結後、議会の議決までの間に落札した者が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を解除する。

### 14 契約保証金の納付

落札者は、契約保証金の納付が必要な場合において、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。

## 15 現場代理人及び配置技術者

### (1) 現場代理人

現場代理人の配置については、「宇都市現場代理人取扱要領」によること。

なお、同要領における「現場代理人の資格要件」に記載された「直接的な雇用関係」の考え方については、配置技術者の例によること。

※宇都市現場代理人取扱要領

[https://www.city.ube.yamaguchi.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/006/600/kisoku-25-202502.pdf](https://www.city.ube.yamaguchi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/600/kisoku-25-202502.pdf)

### (2) 配置技術者の雇用関係

監理技術者又は主任技術者（以下「配置技術者」という。）と受注者との間の雇用関係については、国の通知である「監理技術者制度運用マニュアルについて」における監理技術者等の雇用関係によること。

※監理技術者制度運用マニュアル

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk1\\_000002.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)

### (3) 主任技術者又は監理技術者の兼務要件

本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は、以下のとおりとする。

ア 第1号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下、「専任特例1号の主任技術者又は監理技術者」という。）を配置する場合は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「三 監理技術者等の工事現場における専任（2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例」の専任特例1号の要件を全て満たさなければならない。

なお、専任特例1号の主任技術者又は監理技術者の配置を予定する場合は、別記第1-1号様式の添付があることを以て、兼務可能であるものとし、入札参加資格の確認を行うものとする。落札決定後は、要件を満たすことの確認のため、速やかに確認できる資料（別記第1-2号様式参照）を提出するものとする。

イ 第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の監理技術者」という。）を配置する場合は、以下の(ア)～(ク)の要件を全て満たさなければならない。

(ア) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

(イ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(ウ) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるこ

と。

- (イ) 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
- (オ) 監理技術者が兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね10km以内、又は宇部市内の工事でなければならない。  
なお、兼務する工事の発注機関は問わない。
- (カ) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- (キ) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (ク) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。  
なお、専任特例2号の監理技術者の配置を予定する場合は、別記第2-1号様式の添付があることを以て、兼務可能であるものとし、入札参加資格の確認を行うものとする。落札決定後は、要件を満たすことの確認のため、速やかに確認できる資料(別記第2-2号様式参照)を提出するものとする。

(4) 営業所技術者等(営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。)が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の要件

本工事において、営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合(ただし、営業所と近接した場所で施工する場合を除く。)は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「二一二 監理技術者等の設置

(5) 営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係②の要件を満たさなければならない。

なお、営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定する場合は、別記第3号様式の添付があることを以て、兼務可能であるものとし、入札参加資格の確認を行うものとする。落札決定後は、要件を満たすことの確認のため、速やかに確認できる資料(別記第1-2号様式参照)を提出するものとする。

(5) 専任特例2号の監理技術者及び監理技術者補佐の確認

建設業法第26条第3項第2号及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。(現在従事している工事の従事役職が主任技術者又は監理技術者であり、本工事と重複する期間が生じる可能性がある場合、当該技術者は本工事における工期の始期以降、他工事におい

て専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。)

ただし、専任特例 2 号の監理技術者の配置を行う場合は本工事を含め 2 工事を上限とし兼務ができるものとする。また、この場合において、本工事に専任で配置を行う監理技術者補佐は、本工事における監理技術者補佐として配置後、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する地点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。なお、専任特例 2 号の監理技術者を配置する場合、常駐義務を要する現場代理人との兼務は認めない。

#### (6) 配置技術者の変更

契約後の配置技術者の変更の取扱いは、「監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）の途中交代の取扱いについて（平成 22 年 4 月 15 日技術管理課決定）」によるものとする。

### 16 支払条件等

支払条件等については、以下のとおり取扱う。ただし、これによらない場合は別途定める。

#### (1) 前払金

請負代金の額が 100 万円以上の工事について、請負代金の額の 4 割を超えない金額（10 万円未満の端数切捨て）を支払う。

#### (2) 部分払

請求できる回数は、原則下表のとおりとする。ただし、中間前払金を選択している場合は、予算の繰越等の特別な理由がある場合以外は、部分払金を請求できない。

請負代金の額	支払回数
1,000 万円以上 5,000 万円未満	1 回以内
5,000 万円以上	2 回以内

#### (3) 中間前払金

請負代金の額が 1,000 万円以上の工事について、以下の要件を満たしているかについて発注者の認定を受けた場合に、請負代金の額の 2 割を超えない金額（10 万円未満の端数切捨て）を支払う。

- ア 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- イ 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2

分の 1 以上の額に相当すること。

(4) 複数年契約の特例

複数年契約の場合は、(1)から(3)に掲げる「請負代金の額」を「各年度における出来高予定額」に読み替えるものとする。

## 第2 指示事項

### 1 施工管理基準等

受注者は、工事の施工に当たっては、「公共建築（改修）工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「公共建築（改修）工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）及び「公共建築（改修）工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によるものとする。

### 2 工事の仕様

当該工事の仕様及び特記事項は、設計図書のとおりとする。

### 3 法令の遵守

- (1)受注者は、工事の施工に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行いうものとする。
- (2)受注者は、工事の施工に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。  
また、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるとときは、事前に道路法第47条の2に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。
- (3)受注者は、工事に使用する工事車両について、道路運送車両法（昭和26年法律185号）第48条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。

### 4 産業廃棄物

施工条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として1トン当たり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなつた場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

### 5 施工体制台帳等

受注者は、下請負人を必要とする工事について市内建設業者の活用に努めること。  
また、下請契約を締結した場合は「施工体制台帳の写し」及び「施工体系図の写し」を提出すること。  
なお、「施工体制台帳の写し」及び「施工体系図の写し」は下請工事の着手前までに提出すること。

詳細は、「適正な下請契約及び施工体制確保のための指示事項」による。

[https://www.city.ube.yamaguchi.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/006/417/shitaukesiji20240401.pdf](https://www.city.ube.yamaguchi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/417/shitaukesiji20240401.pdf)

- ・下請発注時の市内業者及び市内産資材の活用について

[https://www.city.ube.yamaguchi.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/006/417/sitauke\\_1.pdf](https://www.city.ube.yamaguchi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/417/sitauke_1.pdf)

## 6 下請及び資材の利用状況報告

受注者は、工事請負代金が2,000万円以上の工事については、完成検査終了後2週間以内に「下請工事発注・資材利用状況報告書」を提出すること。なお、工事請負代金が500万円以上～2,000万円未満の工事については、報告書の提出に協力すること。

## 7 排出ガス対策

受注者は、工事の施工に当たっては、国土交通省大臣官房技術審議官により排出ガス対策型建設機械として指定された建設機械を使用すること。

これによりがたい場合、受注者は、使用する建設機械(機械の名称、メーカー名、形式、指定番号等)について監督職員と協議し、承諾を得ること。

また、国土交通省が「低騒音型建設機械」として指定した建設機械については、その使用に努めること。

※排出ガス対策型建設機械の指定状況については国土交通省HPを参照のこと。  
[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\\_constplan\\_fr\\_000002.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html)

## 8 建設リサイクル

(1)本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「法」という。)

及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」(以下「省令」という。)の対象工事である場合は、次の各号によらなければならない。

ア 工事契約日前までに、監督職員へ説明書により説明を行うこと。

イ 法第13条及び省令第7条の規定する書類を監督職員に提出すること。

ウ 契約書に記載する解体工事に要する費用等は、受注者から提出される法第13条及び省令第7条に基づく書面に基づき作成される。

エ 法第13条及び省令第7条に基づく書面の作成方法は以下のとおりとする。

(ア)解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は直接工事費とする。

(イ)再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたも

のとする。

才 再資源化に要する費用の変更は、数量増減のみの変更とし、再資源化に要する単価は正当な理由がある場合を除いて原則変更しない。

(2)受注者は、再生資源利用計画書様式に掲載されている建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出すること。工事完了後は、「再生資源利用実施書」を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は、再生資源利用促進計画書様式に掲載されている建設副産物が工事現場から発生する場合には、「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出するとともに、計画を工事現場の見やすい場所に掲示すること。工事完了後は、「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員に提出すること。

なお、受注者は、計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。

再生資源利用（促進）計画書及び実施書は、原則として建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成することとし、工事完了後に工事登録証明書を提出すること。

なお、COBRISにより作成できない場合は、国土交通省ウェブサイト（[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)）に掲載の「建設リサイクル報告様式」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用〔促進〕実施書」のEXCELデータを提出すること。

※建設副産物情報交換システムを参照のこと。

<http://www.recycle.jacic.or.jp/>

## 9 建設発生土

建設発生土の有効利用等については、以下のとおり取扱う。

- (1)現場内及び公共工事間の流用に努めるものとし、やむを得ず残土が発生する場合は、設計図書に明示された搬出先に処分を行うこと。
- (2)設計図書（施工条件書等）に搬出先が明示されている場合であっても、実施工程において公共工事間での調整が可能な場合は処分から流用に変更することや工事間での調整がスムーズに進まない場合はストックヤードに一時堆積するなど、柔軟な対応により残土の抑制に努めること。
- (3) 設計図書（施工条件書等）において民間残土処理場を搬出先としている場合は、「残土処理場に関する届」及び関係図面等を監督職員に提出し、承諾を得ること。なお、受注者が承諾済みの民間残土処理場以外の場所への搬出を希望する場合は、監督職員等の審査・承諾を受けた上で、搬出先とすることができるものとする。
- (4)受注者は、搬出先に受領書の交付を受け、搬出情報を確認するとともに、受領書の写しを工事完了後5年間保存すること。
- (5)受注者は、設計図書に購入土が計上されている場合であっても、発注者が他工事等からの流用が可能と判断した場合は、有効利用の観点から、原則とし

て設計図書を変更するものとする。

## 10 コリンズの登録

受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、コリンズ（工事実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACIC発行の「登録内容確認書」を監督職員に提示すること。

なお、提示の期間は、以下のとおりとする。

- (1)受注時登録データの提示期限は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- (2)完了時登録データの提示期間は、工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- (3)施工中に、受注時登録データのうち、契約工期、請負金額、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人、担当技術者のいずれかに変更があった場合は変更のあった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に変更データを提示すること。

## 11 建設副産物実態調査への協力

受注者は、国土交通省が実施する建設副産物実態調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力をを行うこと。

## 12 発注者支援業務委託

受注者は、建設コンサルタント等に委託した担当技術者が配置された場合には、次の各号によらなければならない。

- (1)担当技術者が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書・報告書・データ・図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。  
ただし、担当技術者は契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものとする。
- (2)監督職員から受注者に対する指示又は通知等を担当技術者を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示又は通知等があったものと同等とする。
- (3)監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、担当技術者を通じて行うことができるものとする。
- (4)担当技術者等が配置された場合の管理技術者の氏名及び担当技術者の氏名は対象工事毎に別途通知する

### 1.3 暴力団等の排除

- (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び工事妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。  
なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「宇都市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要綱」別表第2の措置要件「18 不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1か月以上9か月以内の指名停止措置を検討する。
- (2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 不当介入により工期の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の請求を行うこと。

### 1.4 中間検査について

原則として、構造上特に重要なものの、大規模な地下構造物、完成検査前に使用開始するもの、完成検査後では手直しが困難なもの、完成検査時に検査が不可能なもの等の工事については中間検査を実施する。

なお、検査実施時期については別途指示する。

### 1.5 火災保険等

- (1) 受注者は、工事請負契約書に基づき、火災保険等に付すること
- (2) 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証紙又はそれに代わるものを作成し監督職員に提出すること。
- (3) 保険期間及び保険金額は次のとおりとする。
- ア 建築工事においては、保険期間は基礎工事完了時より工期の最終日+14日の間を含み、保険金額は建築工事費から基礎工事費分（地中梁を含む）を差し引いた額に相当するものとする。（保険の種類は、建設工事保険が望ましい。）
- イ 設備工事においては、保険期間は建築工事内装着手時より工期の最終日+14日の間を含み、保険金額は設備工事費から屋外工事費分を差し引いた額に相当するものとする。（保険の種類は、組立保険が望ましい。）

### 1.6 法定外の労災保険の付保について

- (1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- (2) 受注者は、法定外の労災保険に付したときは、その証券を直ちに監督職員に提示しなければならない。

## 1.7 墜落制止用器具の着用について

- (1) 労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第1号)による墜落制止用器具(フルハーネス型、胴ベルト型、ランヤード等)とする。

## 1.8 建設業退職金共済制度

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)の対象労働者を雇用する場合は、趣旨を理解して加入すること。
- (2) 受注者は、請負工事ごとにその工事に係る共済証紙を購入し、工程表を提出する際にその掛金収納書を「建設業退職金共済制度に関する届」(様式1)に貼付のうえ提出すること。
- (3) 受注者は、工事完成通知書を提出する際に「共済証紙使用内訳書」(様式2)を提出すること。

## 1.9 提出書類

提出書類には、工事請負契約書及び特記仕様書に定められたものほか、次のものを監督職員の指示に従い提出すること。

- (1) 着工時  
ア 下請業者届・主要材料届：2部
- (2) 竣工時  
ア 書類保管袋又は保管箱  
[コクヨ：文書保存箱(フォルダー用)、クラウン：保存ボックス]程度

## 2.0 ゴム製品等

### (1) ゴム製品等の品質確認等

受注者は、東洋ゴム化工品(株)又はニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して品質証明のための検査をする第三者(東洋ゴム化工品(株)又はニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)を指定し、その第三者及び第三者が選定した検査の項目を発注者に提案し、承諾を得ること。

承諾を得た後、その第三者によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。

なお第三者による検査項目の選定にあたっては、以下の試験及び検査を参考にすること。

試験名	計測項目
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

## (2) ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い

第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

製品及び材料名	
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね
芝保護材	
落橋防止用ゴム	
道路資材	車止め（ガードコーン） 視線誘導標・車線分離標
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材
建築防水資材	

※代表的な製品例である

## 2.1 電子データの提出

山口県の「工事完成図書の電子納品要領」及び、「電子納品に関する手引き【営繕系工事編】」を参考に、工事写真の電子データを提出すること。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/146758.pdf>

## 2.2 週休2日の取組

週休2日工事については、「宇部市営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領」の定めにより実施すること。

## 2.3 熱中症対策

(1)建設現場における熱中症による労働災害防止の観点から、高温多湿な環境下における作業時には措置を講じること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>

(2) 営繕工事における熱中症対策の取扱いについて

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/eizengyousei/303355.html>

## 2.4 その他

- (1) 受注者は、いかなる人に対しても礼儀正しい言動やていねいな対応を行い、人権の侵害、名誉の毀損がないよう心掛けること。
- (2) 受注者は、工事に携わる全ての者に対して、良好な作業環境を確保するよう心掛けること。特に、熱中症対策に伴う管理及び対策の方法については、施工計画書に明示し提出すること。
- (3) 受注者は、喫煙場所を指定し指定場所以外での喫煙を控えるなど喫煙マナーの向上に努めること。